

平成 29 年 3 月 1 日

産業構造審議会 製造産業分科会化学物質政策小委員会
フロン類等対策ワーキンググループ（第 10 回）についての意見

弁護士 佐藤 泉

1. キガリ改正を担保する方法として、オゾン層保護法の規制対象物質に HFC を追加することが適切であると考ええる。
2. 毎年の削減目標を達成する仕組みとして、HFC について、個別の事業者への製造許可・輸入割当の仕組みが適切であると考ええる。その際、事業者間の公平・将来の予見性を確保することが必要だと考える。
3. 生産量と破壊量の関係について、使用されている総量を削減するという観点から、安易な活用に繋がらないよう、制限が必要であると考ええる。
4. 輸出入の管理について、現在オゾン層破壊物質について採用されている外為法管理制度と同様な制度が合理的であると考ええる。しかし、輸出入については、透明性が確保しにくいこと、特に輸出後は管理が困難なことを考慮すると、合理的な制限が必要であると考ええる。
5. 履行確保について、オゾン層破壊物質と同様、報告徴収・立入検査・報告拒否等に対する罰則規定を適用することが必要であると考ええる。これと同時に、オゾン層破壊物質も含め、これらの履行確保の方策が、実効的に行われているかどうか、検証が必要であると考ええる。
6. フロン類の製造事業者について、フロン類使用見通しとキガリ改正削減スケジュールの双方が適用されるが、これについては制度上やむをえないと考える。使用者側への規制に先行して、製造事業者等への規制が有効に機能する必要があると考えるので、双方を適用して、適合を求めることが必要だと考える。
7. 指定製品制度は、使用者側での選択を促進する上で重要であり、キガリ改正の削減スケジュールを達成するうえで、必要不可欠であると考ええる。
8. 将来の削減目標達成に向けた支援等について、現在オフィスビル等につい

て、グリーンビルディング認証及びこれに対する金利優遇等の支援策が行われているが、自然冷媒の積極的導入等の技術支援、認証制度への反映、インセンティブ等を検討すべきである。また、公共工事の入札、公共施設、特に官庁や自治体の庁舎・宿舍の改築やエアコンの入れ替え、メンテナンスについて、民間に率先して、対策を進めるべきである。

以上